



相談支援事業所まどについて

計画相談支援・児童相談支援

福祉サービスを利用するための計画を作成します。
定期的にモニタリングを行い継続的な支援を行います。

地域相談支援（地域移行・地域定着）

障がいのある方の地域での一人暮らしをサポートします。
入所施設や病院から地域へ出るためのお手伝いをします。



相談支援事業所まど



【アクセス方法】

遠州鉄道バス ひとみヶ丘線
浜松西警察署前下車 徒歩5分
東名高速道路浜松西ICより車で約10分

※駐車場あります



〒431-1112
浜松市中央区大人見町3419-5

電話 053-570-1312
FAX 053-570-1311

営業日
月～金 8:30～17:30

休業日
土日祝 8/13-15、12/29-1/3

サービス等利用計画作成支援の利用について

相談支援事業所では、障がい福祉サービス・児童通所サービスをご利用されるときのケアプラン（サービス等利用計画）を作成します。相談支援専門員がおひとりおひとりに合わせたケアプラン（サービス等利用計画）を相談しながら作成します。

- ・相談支援事業所がサービス等利用計画を作成する際の費用については、ご本人の負担はありません。
 - ・資格のある職員が相談にあたります。
 - ・他の機関や学校、施設、職場、病院等と連携しながら解決を目指します。
 - ・継続してサポート致します。
 - ・お話しいただいた秘密は守ります

サービス等利用計画作成の流れ

1. 福祉サービス利用の申請（窓口：各行政センター　社会福祉課）

各行政センター社会福祉課の窓口に、希望する福祉サービスの申請を行います。計画相談の「依頼書」が窓口から交付されますので、依頼書を相談支援事業所に提出することでケアプラン作成の依頼となります。

2. 面接・調査（各行政センター　社会福祉課）

社会福祉課の担当者と面接し、ご本人の様子やサービス利用の必要性等について相談します。

3. 計画相談の利用契約

相談支援事業所と計画の作成やモニタリングをするための契約を締結します。

4. 相談支援事業所による面談（アセスメント）

相談支援事業所による家庭訪問等で面接し、ご本人の様子や日常生活の状況、暮らしに対する意向等を確認します。

5. 計画案作成

アセスメントを通じて、相談支援事業所が「サービス等利用計画案を作成します。計画案の写しを相談支援事業所から交付します。

6. サービス担当者会議

計画案に基づき、利用予定のサービス事業所が集まり担当者会議を開催し、具体的な支援の方法について検討します。

7. 支給決定

提出された計画案に基づき、区役所がサービス支給を決定します。その結果、通知書や受給者証が送付されます。

8. 計画作成

サービス担当者会議での検討を含めて本計画を作成します。
計画書は相談支援事業所から浜松市およびサービス事業所に提出します。

9. サービス利用開始

サービス提供事業所と利用契約をし、サービス利用が開始します。

10.モニタリング

相談支援事業所は作成した計画の実施状況について定期的に把握するため、モニタリングをします。モニタリングの間隔はご利用者様の状況によって異なります。

